

鳥取県告示第301号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月20日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 廃止の届出を受理した年月日 | サービスの種類 |
|------------|-------------|------------------|---------------|----------|
| 小林 美香 | 小林歯科医院 | 岩美郡岩美町大字大谷2424-2 | 平成24年4月10日 | 居宅療養管理指導 |